

## 第 1 章 計画の基本的考え方

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

## 1 計画策定の趣旨

わが国においては、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画<sup>\*1</sup>社会基本法<sup>\*2</sup>」が施行されて以来、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている。(中略)男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、府省横断的な取り組みが進んでいます。

橋本市においては、平成13年(2001年)3月に「はしもと男女共生社会推進行動計画」(第一次計画)を策定し、目標年次を平成22年度(2010年度)と定め、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。第二次計画の策定にあたっては、国が平成22年度に男女共同参画計画の見直しを行うことから、その内容を反映させるため第一次計画の期間を1年延長し、平成23年度までの計画として、総合的な施策の展開を図ってきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識や、家庭や地域、職場など様々な場面における男女の不平等感は根強く、男女共同参画社会の実現に向けた課題は多く残されています。また、少子高齢化の進展や経済事情の悪化など社会情勢の変化による課題への対応も必要となっています。

本計画は、こうした現状と変化を踏まえ、一人ひとりの人権と個性が尊重され、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現に向けて、市及び市民、事業者等の協働のもとに総合的、計画的に推進する指針となる計画を策定するものです。

## 2 基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法<sup>\*2</sup>の基本理念に則し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざします。

## 3 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法<sup>\*2</sup>」に基づく計画です。
- ②「橋本市長期総合計画」における分野別計画に位置づけます。
- ③国の「第3次男女共同参画基本計画」及び和歌山県の「和歌山県男女共同参画計画」と整合性を図ったものです。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)までの10年間です。なお、目標年度の期間中においても、社会情勢の変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。